

2-2

教育課程連携協議会に係る評価基準の 改定について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
平成30年6月4日

教育課程連携協議会の設置について

改定内容

1 教育課程の見直し

【平成31年4月1日施行】

【専門職大学院設置基準第6条第2項・第3項】

2 教育課程連携協議会の設置

【平成31年4月1日施行】

【専門職大学院設置基準第6条の2】

【平成29年9月21日 29文科高第542号
文部科学事務次官通知】

概要

1 教育課程の見直し

- 専門職大学院設置基準の改正
専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた教育課程の見直しが必要とされた
- 教育課程について状況の変化等に対応した見直しが必要
【解釈指針 2 - 1 - 1 - 1】

2 教育課程連携協議会の設置

- 教育課程連携協議会を設け教育課程の見直しを実施する
【基準 5 - 2 - 1】
- 教育課程連携協議会の構成員の過半数は学外者であること
【解釈指針 5 - 2 - 1 - 2】

基準 2-1-1 解釈指針 2-1-1-1 教育課程の見直し

基準 解釈指針

解釈指針 2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、法科大学院が司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関であることを踏まえて、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成され、かつ、状況の変化等に対応した見直しが行われることが必要である。

概要

- 法科大学院の教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で編成する必要がある
- 法科大学院の教育課程は、状況の変化等に対応した見直しが必要
- どのような頻度・内容で教育課程の見直しを行うかは各法科大学院が置かれている状況により異なることから、一律に規定しない

基準 5 - 2 - 1 解釈指針 5 - 2 - 1 - 1 教育課程連携協議会の設置

基準 解釈指針

5 - 2 - 1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること。

解釈指針 5 - 2 - 1 - 1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について教育課程連携協議会で審議することとされている必要がある。

(1) 授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

概要

- 教育課程の見直しは教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ実施
- 最終的な意思決定機関は当該法科大学院の定めによる
- 専門職大学院設置基準に規定する要件を備えていれば名称を教育課程連携協議会としなくてもよい

基準 5 - 2 - 1 解釈指針 5 - 2 - 1 - 2 教育課程連携協議会の構成員

基準 解釈指針

解釈指針 5 - 2 - 1 - 2

教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する必要がある。この場合において、

(1) から (4) に掲げる者をそれぞれ1人以上含み、かつ、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者とする必要がある。ただし、(3) 及び (4) に掲げる者については当該法科大学院の判断により置かないことができる。

(1) 当該法科大学院の専任教員

ただし、当該法科大学院が必要と認める場合は、専任教員以外の教職員を加えることができる。

(2) 法曹としての実務の経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(4) 当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者

概要

- 教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者とする
- (3) の例
地域の弁護士会所属の弁護士
地域の企業法務関係者
地域の自治体職員 等を想定
- (4) の例
他法科大学院の研究者教員
地域外の企業法務関係者 等を想定